

入札・契約制度説明会

日 時：令和5年3月27日（月）

① 午前10時30分～

② 午後 1時30分～

場 所：金沢市歌劇座 2階大集会室

次 第

1 入札・契約制度の改正等について

- | | |
|--|-----|
| （１） 金沢市工事請負契約約款の改正について | 1 P |
| （２） 総合評価方式の評価基準の改正等について | 1 P |
| （３） 変動型最低制限価格制度の試行について | 1 P |
| （４） 令和5・6年度工事競争入札参加資格登録申請に係る主観的事項の項目
拡大について | 1 P |
| （５） 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について | 1 P |
| （６） 令和5年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について | 3 P |
| （７） その他 | 4 P |

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項 6 P

<その他>（設計技術管理室）

1. 公共工事における見積単価等の発注時公表について
2. 建設業の働き方改革関連施策の実施について

問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課

工事契約係・検査員室

電話076-220-2101 FAX076-220-2097

1 入札・契約制度の改正等について

【改正するもの】

(1) 金沢市工事請負契約約款の改正について【国の標準約款改正による】

① 不可抗力による損害について【約款第 29 条】

災害応急対策工事・災害復旧工事における不可抗力による損害について、**発注者が損害合計額を負担することとする。**

② 発注者の催告によらない解除権について【約款第 46 条】

暴力団関係者の排除について、**経営に実質的に関与している者**も対象とする。

(2) 総合評価方式の評価基準の改正等について

継続教育（CPD）取組状況に係る評価基準

新型コロナウイルス感染症による研修会等の減少に伴い、令和 4 年度まで緩和措置を実施してきたが、各登録認定団体の開催状況がコロナ禍以前の水準に回復しているため石川県の動向に合せ、**令和 5 年度より緩和措置を終了する。**

【実施済みのもの】

(3) 変動型最低制限価格制度の試行について

令和 5 年度も試行を継続する。

(4) 令和 5・6 年度工事競争入札参加資格登録申請に係る主観的事項の項目拡大について

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るため、「**建設キャリアアップシステム**」に係る**加点項目を拡大**

(5) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について

建設業法施行令の一部改正（令和 5 年 1 月 1 日施行）により、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いが改正されたため、配置要件を次のとおり緩和しました。

- ・ 工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 **4,500** 万円以上
(建築一式工事は **7,000** 万円以上)

- ・主任（監理）技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 4,000 万円以上
（建築一式工事は 8,000 万円以上）

【主任技術者について】

① 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 10
km 程度の近接した場所にある
場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
 - ・ 施工条件が厳しい工事
 - ・ 第三者に対する影響が大きい工事
 - ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
 - ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
- （下請金額の合計が 4,500 万円（建築一式工事は、7,000 万円）以上）等

② 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア 主任技術者の兼務に関する条件明示について

⇒ 設計図書（特記仕様書等）に条件を明示

当該工事の配置予定技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

イ 主任技術者の兼務承認申請について

次の場合には 兼務承認申請書（様式 1） により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

- ◎ 現在、施工中の他発注機関工事に 専任で配置 している主任技術者を本市発注工事の主任技術者（専任・非専任を問わない。）として配置しようとする場合
注）なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

ウ 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書（様式 2） により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。（申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。）

【現場代理人について】

③ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます（工事毎の設計図書（特記仕様書等）に常駐義務を緩和することができる工事であるか否かを明示。）。

契約額が 4,000 万円 (建築一式工事については 8,000 万円) 未満の工事であること	かつ	工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること	かつ	発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること
--	----	---	----	---------------------------------------

④ 現場代理人の兼務について

(5)③により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務できる工事の件数 … 概ね 2、3 件程度
- ◎ 兼務できる工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね 30 分以内であること。
- ◎ 兼務できる工事の範囲 … ・ 契約額が **4,000** 万円（建築一式工事について **8,000** 万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと（他の工事の専任技術者でないこと）。
 - ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の**合計が、8,000 万円未満**であること。
 - ・ 金沢市内で施工中の工事に限る。（発注機関を問わない。）

⑤ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書（様式 3）**によりその確認を受ける必要があります。

⑥ 令和 4 年 8 月大雨に係る災害復旧工事における現場代理人の兼務の取扱いについて

契約額 **4,000 万円以上の工事も可能とします。**ただし、適用期限は、令和 6 年 3 月 31 日までとします。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

⑦ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。（金沢市工事請負契約約款第 10 条第 5 項）

⑧ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても(6)③、④に関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

(6) 令和 5 年 3 月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について

① 適用開始時期

令和 5 年 3 月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。

（一部、旧労務単価含む）

② 新労務単価の適用に伴う特例措置について

新労務単価の適用に合わせて、旧労務単価で予定価格を積算し、令和5年3月1日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

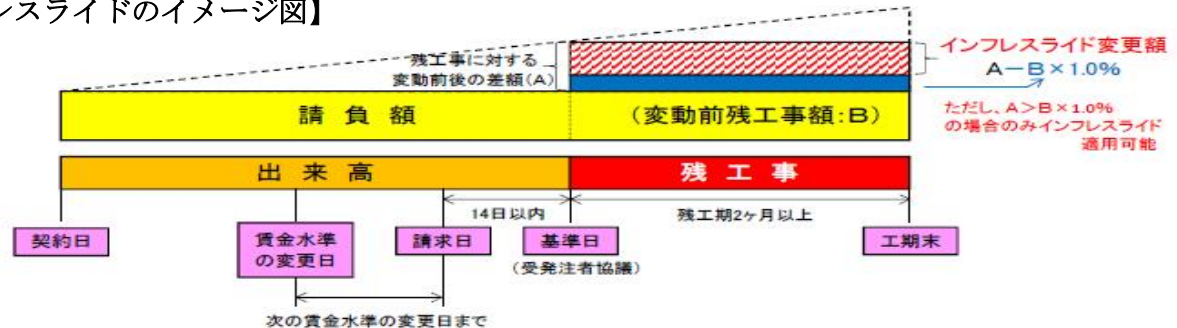
③ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、令和5年2月28日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- ・ 残工事が基準日から2か月以上あること。
- ・ 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

※基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

【インフレスライドのイメージ図】



④ 申請先等について

申請、請求、手続き等については設計担当課へお問い合わせください。

(7) その他

① 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を第三者に請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「下請負人選定理由書」1部を監督員へ提出すること。
※「市内業者以外の者」とは金沢市内に本店を有しない全ての業者です。金沢市内に営業所や支店のみを設置している者は「市内業者以外の者」に該当します。
- ・ 下請代金や支払条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに施工体制台帳及び契約書類を監督員へ提出すること。

② 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者の社会保険への加入を勧めるよう指導します。

また、一次下請契約を社会保険等未加入者と締結することを禁止しています。社会保険等未加入者との契約締結があった場合は罰則等の措置を行う場合があります。

- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成 27 年度から）

③ 総合評価方式の選定基準について

ア 工事選定基準

- ・ 予定価格 8,000 万円以上の工事のうち、下記の2項目以上に該当する工事
- ・ 予定価格 3,000 万円以上 8,000 万円未満のうち、下記の4項目すべてに該当、又は新工法等による工事で、総合評価方式によることが適当と判断される工事

<判断項目>	1 品質管理	2 安全対策	3 周辺環境	4 工 程
--------	--------	--------	--------	-------

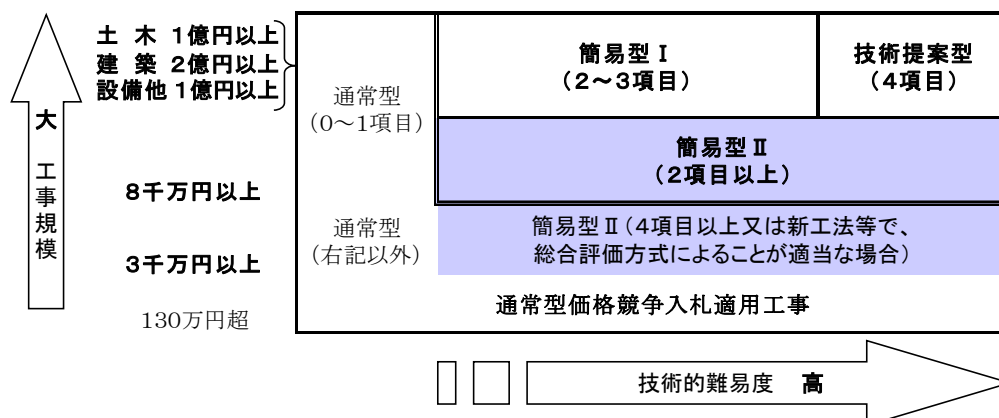
イ 方式決定基準

予定価格及び判断項目の該当数により決定

区 分	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
予定価格1億円未満※	2～4項目該当		
予定価格1億円以上※		2～3項目該当	4項目該当

※ 建築工事は2億円とする。

【選定基準イメージ図】



④ ホームページについて

発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載します。

→ <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuunnai/1/6511.html>

金沢市ホームページの「産業・ビジネス」からアクセスできます。

⑤ 公告及び設計図書等の閲覧(ダウンロード)

入札情報システム（P P I）へログインして、入札予定→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロードしてください。

⑥ 入札結果の閲覧

当年度及び過去2か年度に落札決定した案件の入札結果は入札情報システム（P P I）で閲覧してください。

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(1) 電子入札について

① 認証カードの切替

会社名、代表者名又は住所が変更になった場合は、入札参加資格申請内容変更届出書を提出するとともに、認証カードの切替えをしてください。

また、変更届出書の監理課提出日から認証カード切替日までの期間は、紙入札で参加してください。

※認証カードの切替は、入札開始日時から開札日時までは絶対に行わないでください。開札に支障が出る場合があります。

② 入札額の訂正不可

入札額を誤って送信した場合は、訂正できません。

※万一誤って送信した場合、入札書を無効にすることはできますので、金沢市監理課までご連絡ください。入札無効届の提出が必要です。

③ 添付ファイル

入札参加申込時は「競争参加申請書」、入札書提出時は「工事費内訳書」を誤りのないよう添付してください。また、「工事費内訳書」は必ず本市指定様式を使用のうえ、ファイル名は「(会社名)〇〇〇工事(内訳書)」とし、Excel形式で提出してください。

④ 工事費内訳書

工事費内訳書の提出前に計算誤りのないこと、また入札額と一致していることを必ず確認してください。

⑤ 保留通知内容について

理由欄中、事務の効率化と本市他機関との整合を図るため、**失格者の名称列記を廃止します。**

⑥ 操作で不明な点の問い合わせ先

電子調達コールセンター（ヘルプデスク）

TEL：0570-011-311 受付時間：平日の9：00～18：00

(2) 入札参加資格審査時の資料について

① 経営事項審査結果通知書（写）

公告で指定の審査基準日のものに加え、その審査基準日から1年7か月を経過している場合は、直近の経営事項審査結果通知書（写）も併せて提出が必要です。

なお、経営事項審査については、工事に係る公告日から契約日までも含め、切れ目がないよう手続きをお願いします。

② 現場代理人の兼務

現場代理人の常駐義務が緩和される場合があります。この場合は、必ず「現場代理人の兼務確認申請書（様式3）」の提出が必要です。

③ 添付資料の簡略化

添付資料は、入札参加条件を満たすことが分かる最低限の資料で結構です。

(3) 契約締結について

① 契約締結の期限

落札決定日を含めて7日以内です。

(例) 火曜日に落札決定 → 翌週の月曜日まで

月曜日に落札決定 → 同じ週の金曜日まで

② 着手日の設定（余裕期間制度対象工事を除く。）

契約締結日を含めて7日以内で設定してください。

③ 契約保証金の納付

原則、契約金額（税込）の10%以上の納付が必要です。

ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

※損害保険会社の履行保証保険に入る場合は、以下の点に注意してください。

ア 保証期間の開始日は契約締結日（着手日ではありません。）から

イ 前金払の有無（本市との契約で前払金対象工事であれば「有」とする。請求の有無ではありません。）

ウ 定額てん補（×実損てん補）

※現金又は小切手で納付した契約保証金の還付手続きは、検査終了後、領収証書及び請求書を金沢市監理課まで提出してください。

また、銀行の保証書の返還手続きには、保管証書、請求書及び契約保証（担保）返還受領書が必要です。

④ 収入印紙の額

契約書に貼付する収入印紙の額は、税抜の落札金額を基準に判断してください。

(4) 検査等について

① 立入調査

ア 現場代理人・技術者（専任）は、現場に常駐してください。

イ 下請人が社会保険未加入であることがないよう指導してください。

② 成績評定

新年度からは、石川県に準拠した工事成績評定（工事成績採点表、考査項目別運用表）となります。詳しくは、金沢市監理課ホームページによりご確認ください。

③ 安全管理

工事現場における労働災害、事故を防止するためには社員や下請人への安全管理教育の徹底を図り、事故や災害のない良好な施工管理体制の確立に努めてください。

④ 建退協の掛金収納書について

建退協の掛金収納書の提出先は各工事の監督員となります。工事検査時に確認しますので所定の台紙に掛金収納書の原本を添付し、必ず提出してください。（契約締結後、原則1か月以内）

ファイル名 → 建設業退職金共済制度掛金収納書届

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/shinseishodownload/jigyoshamukenoshinseisho/sangyo_businessnikansurushinseisho/4/15290.html

<その他>

1. 公共工事における見積単価等の発注時公表について

(1) 目的

見積り徴収（特別調査を含む）により決定した単価、歩掛りを発注時等に公表し、入札における積算の透明性の向上を図ることにより、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するため。

(2) 項目及び公表方法

項 目	公表方法
見積単価（設計技術管理室等徴収）	市ホームページで公表
〃（各課徴収）	工事発注時の設計書に添付して公表
見積歩掛り（設計技術管理室等徴収）	市ホームページで公表
〃（各課徴収）	工事発注時の設計書に添付して公表

(3) 対象工事

入札にかかる全ての工事

(4) 適用時期

令和5年6月1日以降の入札公告や入札通知を行う工事に適用

<その他>

2. 建設業の働き方改革関連施策の実施について

公共工事における働き方改革の実現に向け、受発注者間の業務効率化を図るとともに、現場環境の改善策を実施することにより、現場のイメージアップと担い手確保を支援する。

改 週休2日モデル工事

【土木工事・営繕工事】R元～

- ・平成31年4月1日施行の改正労働基準法により、令和6年度から罰則付きの時間外労働規制が、災害の復旧・復興の事業を除くすべての工事に適用される。
- ・建設業における労働環境の改善に向け、原則土日を休日とした週休2日の工事を実施する。（土日に作業を行う場合は、他の曜日への振替も可能。）

〔対 象〕 適用困難工事を除く全ての工事（発注者指定型）

継 余裕期間制度モデル工事の試行

【土木工事・営繕工事】R3～

- ・契約から工事着手までの余裕期間を設定して発注し、工事の始期（着手日）及び終期（完成日）を受注者が設定できる制度（フレックス方式）。
- ・余裕期間内（契約日から着手日）の技術者の配置は不要。

〔対 象〕 発注者が指定する工事

※令和5年度は 30件程度の工事で試行予定

継 情報共有システムの試行

【営繕工事】R4～（土木工事は本格運用中）

- ・インターネットを介して、受発注者間で工事に関わる書類やデータをやり取りすることができるシステム。
- ・営繕工事への導入に向け課題を検討し、試行を開始する。

〔対 象〕 営繕工事のうち、契約後、受注者の協力が得られた工事

※令和5年度は 5件程度の工事で試行予定

〔計上方法〕 受注者負担

⑧ 現場環境改善費の計上

【土木工事】R2～

- ・現場事務所の快適化、見学会の開催、社会貢献などを実施する費用を計上する。

⑨ イメージアップ工事看板設置費を計上

【土木工事・営繕工事】R3. 10～

- 〔対象〕土木工事：当初設計額 1,500 万円以上の工事
（その他の工事は任意実施）
営繕工事：当初設計額 2,000 万円以上の工事
- 〔計上方法〕土木工事：現場環境改善費にて対応
営繕工事：共通仮設費に積み上げ計上



⑩ イメージアップデザイン設置費を計上

【土木工事・営繕工事】R5～

- ・仮囲いや足場シート等にイメージアップデザインを設置する費用を計上する。

- 〔対象〕モデル工事 3 件（令和 5 年度）
その他、受注者の希望する工事
- 〔計上方法〕発注者指定：発注者負担
受注者希望：受注者負担



※金沢市発注工事以外（民間工事等）でも設置可能。
（事前の届出が必要。ただし、金沢建設業協会及びその協会員は届出不要。）

⑪ 快適トイレ設置工事

【土木工事・営繕工事】R3～本格実施

- ・標準仕様を満たした「快適トイレ」を最大 2 基計上する。
（当初設計に 1 基計上、男女別に設置する場合は変更設計にて 1 基追加）
- 〔対象〕土木工事：当初設計 3 千万円以上の全ての工事
営繕工事：当初設計 5 千万円以上の全ての工事
※設置の必要がない工事は対象外

⑫ 現場確認のリモート化（遠隔臨場）

【土木工事・営繕工事】R3～

- ・モバイル端末による映像と音声の双方向通信を利用して、段階確認、材料検査、立会いを行うもの。
- 〔対象〕受注者が希望する工事
（工事の品質に重大な影響を及ぼさないなどの工事特性を踏まえ、
受発注者間の協議が整った工事）
- 〔計上方法〕受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達に要する費用は、
受注者の負担とする

⑧ 熱中症対策に資する経費の計上

【土木工事・営繕工事】 R3～

- ・工事現場の熱中症対策のうち現場環境改善費等に計上できない費用を計上するもの。
土木工事：熱中症対策にかかる光熱費、水分・塩分の補給、熱中症対策に特化した安全訓練、巡視、労働者の熱中症の体調管理等の費用
営繕工事：遮光ネット、ドライミスト暑さ指数計測装置に係る費用

〔対 象〕受注者が希望する工事

〔計上方法〕変更設計にて計上

⑧ 工事書類のデジタル化・簡略化

【土木工事・営繕工事】 R2～

- ・受発注者の業務効率化を図るべく、提出書類の簡素化を行う。

NO	項 目	従 前	簡素化後
①	安全訓練等実施状況報告	提出(紙・電子)	完成時提示
②	安全管理自主点検書		
③	仮設交通安全標示施設等自主点検書		
④	マニフェスト	提出(紙)	総括表電子納品 (伝票は完成時提示)
⑤	品質証明員通知書	提出(紙・電子)	電子のみ
⑥	品質証明書		
⑦	完成図		
⑧	創意工夫実施状況	提出(紙)	電子のみ
⑨	技術提案履行確認シート		
⑩	交通誘導員伝票	提出(紙)	総括表電子納品 (伝票は完成時提示)
⑪	段階確認書・立会確認書・材料検査書への添付	計測結果及び 臨場写真	監督員が臨場した場合不要 (臨場写真は写真帳に添付)
⑫	下請負人通知書	提出(紙)	疑義が生じた場合のみ提出
⑬	支出命令書起案の添付写真 (ダイジェスト版)	着手前・完成 ＋主な工程	着手前・完成 (原則、発注者が作成)
⑭	改良土の総括表、伝票	提出(紙)	組合から発行される「御明細書兼請求書」を提出(伝票は完成時提示)
⑮	内川第1建設発生土処理施設搬入発生土の 総括表、伝票	提出(紙)	組合から発行される「納入通知書」 を提出(伝票は完成時提示)
⑯	保険加入契約書の写し	提出(紙)	着手前・完成時提示

※土木工事は全て実施、営繕工事は⑪～⑯を実施

(①～⑬は令和2年4月1日、⑭～⑯は令和3年4月1日より適用開始)

- ・押印の見直しに伴う様式の一部改定(令和3年4月20日より適用開始)